

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年12月27日 15時27分ごろ
発生場所	千葉県南房総市富浦湾北西方沖 富浦港西防波堤灯台から真方位303° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 03.9′ 東経139° 46.5′）
インシデントの概要	砂利運搬船第八白山丸 ^{はくさん} は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八白山丸、492トン
船舶番号、船舶所有者等	130954、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波向 西、波高 約2m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、千葉県館山市館山港を出港し、京浜港横浜第3区の大黒ふ頭に向けて富浦湾北西方沖を航行中、主機が停止して運転できなくなり、投錨した。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に通報して救助を要請し、巡視船の監視下の中で、同庁の協力を得て錨鎖を切断して捨錨し、手配したタグボートにえい航されて大黒ふ頭に入港した。</p> <p>機関長は、本インシデント後、主機の燃料油系統を点検したところ、燃料油サービスタンク（以下「本件タンク」という。）に海水が混入していることを認めた。</p> <p>機関長は、前航海において、波を受けて船体が右舷に大きく傾斜した際、海水が甲板上にある空気抜管を通じて機関室下方の本件タンク内に流入し、本インシデント当時、海水が混入した燃料が供給されて主機が停止したと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、富浦湾北西沖を航行中、本件タンクから海水を含む燃料油が供給されていたことから、主機が停止して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、前航海において、波を受けて船体が右舷に大きく傾斜した際、本件タンクの空気抜管を通じて海水が本件タンクに流入した可能</p>

	性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、富浦湾北西方沖を航行中、本件タンクから海水を含む燃料が供給されていたため、主機が停止して運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 本件タンクのドレン抜きを定期的に行って水分を除去すること。・ 燃料油及び潤滑油タンクの空気抜管にカバーを掛けるなどして海水の浸水を防止する対策を採ること。